

I 組織の使命

消防本部は、市内に1本部2署3支署6出張所を配置しており、大規模化・多様化する災害から、市民の生命、身体および財産を守るため、24時間365日災害の発生に備えております。

また、住宅防火対策等の火災予防の推進、建築物・危険物施設における消防法令違反の防止および是正に関する業務を所管しております。

消防のミッション（使命）は、
「函館市の安全・安心」を確保することです。

このため、消防本部は、下記に掲げる組織の基本方針に基づき、組織力と機動力を最大限に発揮し、あらゆる災害へ迅速・的確に対処するとともに、社会情勢の変化による多種多様な消防需要にこたえる施策・事業を展開することで、函館市民の生命（いのち）と生活（くらし）を守り、住む人、訪れる人が「安全・安心を実感できるまち」の実現に全力を挙げて取り組んでまいります。

II 組織の基本方針

- 1 時代に即応した消防体制の確立
- 2 災害対応力の充実強化
- 3 火災予防対策の推進
- 4 消防法令違反の防止と是正推進
- 5 救急救命体制の充実強化
- 6 消防指令センターの体制強化

III 主要施策・事務事業

1 時代に即応した消防体制の確立

(1) 適正な消防力の確保

社会情勢の変化や消防救急需要の動向を見極め、消防組織の施設・人員配置の適正化を図り、市民から求められる消防体制の確立に努めます。

(2) 市民から信頼される消防の確立

職員の公務員倫理観を醸成し、一人ひとりが消防職員であることに誇りを持ち、誠実に職務を遂行することにより、市民から信頼される消防の確立に努めます。

2 災害対応力の充実強化

(1) 広域応援体制の充実強化

大規模多様化する各種災害に迅速・的確に対応するため、広域的な消防相互応援の即応体制充実と防災関係機関との連携強化を図るとともに、実災害に即した各種訓練・検証を重ね、消防活動体制および災害対応力の充実強化に努めます。

(2) 消防車両および機械器具等の適正管理

消防を取り巻く環境の変化を見据え、消防車両や機械器具等の計画的な更新・配置を進めるとともに、適正な維持管理と安全運用の徹底に努めます。

(3) 人材の育成

実災害を想定した訓練および研修等を企画、実行することにより、多様な災害に対し、的確に判断、対応できる職員の育成に努めます。

(4) 消防団の体制強化

地域実情に応じた実践的な訓練を展開し、活動能力の向上に努めるとともに、消防職・団員の活動連携の強化のほか、消防団員の一層の確保と装備の整備など消防団員の充実を図り、大規模化・多様化する災害への対応力強化に努めます。

3 火災予防対策の推進

(1) 住宅防火対策の推進

住宅火災による被害と死傷者を低減するため、住宅用火災警報器の設置と老朽化に伴う交換の推進など、適切な維持管理の周知を図り、また、住宅用消火器や防災品の普及について広報し、住宅防火対策を推進します。

(2) 事業所における防火安全対策の推進

事業所における消防用設備等の適切な設置と維持管理を推進するとともに、火気使用設備および器具のほか、新型コロナウイルス感染症対策のために設置される手指消毒用アルコールや飛沫防止用シートなどに起因する火災を防止するため、火災予防対策について周知を図り、事業所の防火安全対策を推進します。

(3) 火災調査技術の向上および出火防止対策の推進

関係機関との連携強化を図り、火災調査の知識・技術を向上させ、多種多様な火災の原因を迅速的確に判定するとともに、火災の調査結果を踏まえ、広く市民に傾向と必要な対策を広報し、出火防止対策を推進します。

4 消防法令違反の防止と是正推進

(1) 立入検査等の充実強化

不特定多数の人が利用する等の潜在的危険性が高い防火対象物について優先的に立入検査を行い、消防法令違反に対しては、迅速かつ的確な行政措置により法令違反の是正を図ります。

(2) 危険物施設における保安管理の徹底

危険物施設における人的事故の未然防止および地震等の自然災害事故による被害の拡大抑制のための対策について、継続的かつ効果的な指導を行い、保安管理の徹底および推進を図ります。

(3) 柔軟に対応し得る査察能力の向上

違反是正の推進にあたり、消防本部および消防署が連携のもと、査察研修を行い、各所属において統括的立場にある主任査察員が中心となり、査察員全体の査察能力向上に努めます。

5 救急救命体制の充実強化

(1) 救急業務高度化の推進

専門化・高度化が進む救急業務の質を確保するため、指導的立場の救急救命士を中心とした教育指導体制の充実強化を図るとともに、救急救命士の処置範囲拡大に伴う認定救急救命士を計画的に養成し、救急業務高度化の推進に努めます。

(2) 応急手当普及啓発の推進

救命率の向上を図るため、より多くの市民が応急手当の必要性を理解し、正しい知識と技術を習得できるよう各種救急講習を開催するように努め、少子高齢化が進む中で、市民と協働して応急手当普及啓発の推進に努めます。

(3) 救急活動における感染防止対策の推進

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけ変更を考慮し、保健所等関係機関と十分協議のうえ、分類移行後の救急体制を構築するとともに、救急活動時の感染防止対策および感染防止資器材の確保に努め、引き続き感染防止対策の推進に努めます。

6 消防指令センターの体制強化

(1) 職務能力の向上

火災、救急、さらには多発する自然災害など、多様化する各種災害に的確に対応できる体制を確立するため、情報聴取能力、通報者に対する接遇能力、幅広い医学的知識など、職員一人ひとりの職務能力の向上に努めます。

(2) 消防指令体制の強化

消防緊急情報システムの更新を円滑に進めるとともに各機器等における機能の熟知、取扱技術の向上、適切な維持管理を図り、消防指令体制の強化に努めます。

(3) 119番通報受信体制の強化

通常の119番通報のほか、外国人や聴覚・言語機能の障がいによって音声での会話が困難な方からの通報に対して迅速的確に対応するため、119番通報多言語通訳サービスやインターネットを利用して受信するNET119緊急通報システムなどを有効活用するとともに、これらのツールを市民に幅広く周知することで受信体制の強化を図ります。